

被災者生活支援金

住家（借家、アパートなどの賃貸住宅を含む）に甚大な被害が発生したとき、世帯主に対し住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の二つの合計額が受けられる制度です。「基礎支援金」の申請期限は平成二十五年四月十日まで延長されました。住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」については、これまでと同様、平成二十六年四月十日までです。

◆対象世帯

- 1 住宅が「全壊」した世帯
- 2 住宅が半壊し、その住宅をやむを得ずすべて解体した世帯、または住宅の敷地に甚大な被害が生じたために、その敷地内の住宅をすべて解体した世帯
- 3 災害による危険が続いて、住宅に居住できない状態が長期間継続している世帯 ※大崎市は該当する地域がありません。
- 4 り災証明書により、大規

家屋の解体処分

申請は一月三十一日まで

震災で損壊した家屋などについて、所有者からの申請に基づき市が解体処分を行います。早めに申請をしてください。

◆対象家屋

- 1 り災証明書で「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けた個人、中小企業者が所有する住宅（併用住宅を含む）、分譲マンション、アパートおよび貸家
- 2 り災証明書で「半壊」の判定を受けた個人の住宅（併用住宅を含む）のうち、修繕では危険を回避することができないと市が認める場合
- 3 個人、中小企業者など（個人で経営する商店や農業者も含む）が所有する店舗、事務所、畜舎などのうち、「全壊」、「大規模半壊」に相当する家屋
- 4 個人が所有する空き家で①または②に該当し、介護老人福祉施設などに入所している場合（住所

◆支援金の支給額

住宅の被害の程度	支給額	
	世帯員が複数	単身世帯
全壊	100万円	75万円
半壊または大規模半壊により敷地損壊によりすべて解体	100万円	75万円
長期避難（大崎市は該当なし）	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

◆住宅の再建方法に応じた支給する加算支援金

住宅の再建方法	支給額	
	世帯員が複数	単身世帯
建築・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

※基礎支援金に該当した場合のみ加算されます。

◆申請に必要なもの

- 1 申請者が確認できるもの（運転免許証またはパスポートなど）
- 2 り災証明書の写し（住宅のみ）
- 3 解体する家屋の建物登記簿全部事項証明書（登記している場合）
- 4 建物登記簿全部事項証明書に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合や、相続登記をされている場合などは全員の同意書
- 5 商業・法人登記簿謄本
- 6 代理人の場合、委任状（所有者の印鑑証明書が必要）
- 7 法人税、事業所得の申告書の写し（被災当時、事業活動を行っていることがわかるもの）
- 8 その他申請内容を確認するために必要な書類 ※昨年九月三十日までに解体を始めた、終了している場合は、別に必要な書類がありますので、お問い合わせください。

環境保全課災害廃棄物対策室 ☎23-2123

災害ごみ一時保管所

環境保全課災害廃棄物対策室 ☎23-2123

場所	年末年始休止期間	1月の受け入れ日	受け入れ品目
A 岩出山上野目字朴木欠地内（日東電工側向い）	12月29日（休）～1月3日（火）	毎週日曜日、水曜日、第2・4土曜日および9日（月）を除く日	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など）
B 榊江合（石田工業団地内）	12月29日（休）～1月5日（休）	毎週日曜日、第2・4土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類
C 旧鹿島台商業高校跡地	12月29日（休）～1月4日（休）	毎週金曜日、土曜日を除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類

※災害ごみの受け入れは、平成24年3月31日（土）で終了します。
 ※搬入時間は9時～12時、13時～16時、対象は個人の災害ごみに限ります。積雪によりやむを得ず閉鎖する場合がありますので、お問い合わせください。
 ※事前に環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。搬入許可証がない場合は搬入できません。申請できるのは世帯員に限ります。
【搬入許可証の交付手続き】①「り災証明書」または「被災証明書」の提示②搬入する車両ナンバー③搬入者の住所、氏名、連絡先④解体家屋の坪数⑤搬入期間の記入が必要です。許可証がない場合は搬入できません。
 ※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、地域にかかわらず事前に、環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。

農家の皆さんへ

国の「東日本大震災農業生産対策交付金事業」、県の「畜産経営復興総合支援事業」の各内容について説明会を開催します。該当すると思われる農家の皆さんは参加してください。
◆対象要件
 【東日本大震災農業生産対策交付金事業】
 農業、畜産業で施設や機

- 1 申請に必要な書類
 - 2 基礎支援金：り災証明書、世帯全員の住民票、世帯主の預金通帳の写し、半壊、大規模半壊で解体した場合、解体した状況が確認できる写真（解体前と解体中、解体後の写真を各二〜三枚ずつ）
 - 3 加算支援金：再建方法に応じた契約書（見積書は不可）
- ◆申込**
 社会福祉課（市役所西庁舎二階）または各総合支所保健福祉課
 社会福祉課地域福祉係 ☎23-6012

- 械などが被災した農家や団体のうち、施設、機械などを復旧する団体、もしくは三戸以上で共同利用するために新たに組織化を検討する農家
- 【畜産経営復興総合支援事業】**
- 1 畜舎等施設に被害を受けた生産者
 - 2 飼養家畜が死亡した生産者
 - 3 草地等自給飼料農地が被害を受けた生産者
- ◆日時**
 一月六日（金） 十四時～十五時三十分
◆場所
 大崎合同庁舎一階大会議室
 農林振興課農業経営係 ☎23-7090



イメージ

愛犬（小型・中型 室内犬）サポート

ドックホテル&シャンプー
 リビングで自由に過ごすスタイル!!

動物取扱業登録第0904521004号
ワンちゃんのお宿 ゆうの森
 大崎市古川北稲葉1-8-24 TEL・FAX 0229-23-0098
 受付時間/9:00～18:00 定休日/水曜日

多重債務は法律で解決できます

■相談内容/多重債務整理相談
 （自己破産 個人再生 ヤミ金対策 特定調停 任意債務処理）

■場所/宮城県大崎市古川駅南三丁目15番地 泉ビルA棟101号室
 （イオン近く 裁判所南 古川法律相談センター南隣）

■担当/司法書士 大泉 守夫
 （宮城県司法書士会所属 認定番号 237092）

TEL 0229-24-1303 FAX 0229-24-2858

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします

アパマンショップ古川駅前店

創業昭和47年
 不動産と建設の総合力で地域に貢献いたします。

宅地建物取引業：宮城県知事免許(11)1000号(社)宮城県宅地建物取引業協会会員(社)全国宅地建物取引業保証協会会員 東北地区不動産公正取引協議会加盟
 http://www.yoitochi.com 〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通2丁目6番16号

株式会社 古川土地 TEL.0229-23-8484
 0120-2-8484-2 (携帯・PHSからも通話可)